

# 令和7年度 国立大学法人広島大学 年度計画

【令和7年3月31日 学長決裁】

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

## I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

【1】-1 第3期中期目標期間中に研究大学強化促進事業などにより構築した「感性脳科学」、「ゲノム編集」、「デジタルものづくり」などの卓越した研究拠点を継続的に創出する仕組みを活用して、地域から地球規模に至る社会課題の解決、科学技術イノベーション創出及びSDGsやSociety5.0等の実現に資する中核研究分野を特定する。特定した分野を中心に次世代研究者育成プログラム「未来を拓く地方協奏プラットフォーム」などにより培ったノウハウや本学独自の若手研究者育成制度「育成助教」を活用して、ポスドクを含む優秀な若手研究者を獲得・育成し、世界で活躍する人材を輩出するとともに、博士課程学生への生活費相当の研究専念支援金の支給や研究費支援などを充実する。これらの取組により平和を希求する総合研究大学として国際的プレゼンスを高め、優秀な研究者が世界から結集する世界最高水準の拠点を構築する。

(評価指標)

【1】-1-1 国際共著論文数を令和2年度から25%増加させる。

【1】-1-2 生活費相当の研究専念支援金等を受給する博士課程学生の割合を全体で35%にする。

- ・ 特定した中核研究分野を継続して重点的に支援することにより国際共同研究を推進し国際共著論文を増加させるとともに、ポスドクを含む優秀な若手研究者を獲得・育成し、世界で活躍する人材を輩出する。併せて、博士課程学生への生活費相当の研究専念支援金の支給や研究費支援などを充実させ、受給する博士課程学生の割合を増やす。

(評価指標)

【1】-1-1 国際共著論文数を令和2年度から17.9%増加させる。

【1】-1-2 生活費相当の研究専念支援金等を受給する博士課程学生の割合を全体で30.1%にする。

【1】-2 第3期中期目標期間中に再編した大学院の学位プログラムをさらに充実させる。特に、平和を希求する理念の下で SDGs 達成等世界的課題を解決できる国際人材育成に取り組むため、研究科等連係課程実施基本組織の設置等を進め、各研究科の連係のもと、社会的課題に対し、多方面から俯瞰し、多様な見方の中から最適な解決策を選び取る能力を身に付けた人材を養成する。

(評価指標)

【1】-2-1 研究科等連係課程実施基本組織等の新たな学位プログラム修了生の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を80%にする。

【1】-2-2 研究科等連係課程実施基本組織等の新たな学位プログラム修了生の就職・進学希望者における就職・進学率を80%にする。

- ・ 大学院の学位プログラムについて、前年度の自己点検・評価及び教育本部教育質保証委員会の評価を踏まえ必要に応じた改善を行うとともに、さらなる自己点検・評価を行う。また、スマートソサイエティ実践科学研究院の博士課程前期について教育課程の自己点検・評価を開始し、必要に応じて改善策を検討する。さらに、教育データサイエンスプログラム及びソーシャルデータサイエンスプログラムの2つの新たな学位プログラムを人間社会科学研究科博士課程前期に設置する。

(評価指標)

【1】-2-1 研究科等連係課程実施基本組織等の新たな学位プログラム修了生の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合を80%にする。

【1】-2-2 研究科等連係課程実施基本組織等の新たな学位プログラム修了生の就職・進学希望者における就職・進学率を80%にする。

【1】-3 ハーバード大学やシカゴ大学からの学生の受入実績がある STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) 分野や医学分野を中心に国際共同研究を展開する世界トップレベルの大学に戦略的に働きかけ、研究インターンシップ（広島大学 Global Research Internship Program(HU-GRIP)）による学生受入れをさらに拡大し、優秀な留学生の積極的な獲得につなげる。また、受け入れた学生との交流は、本学学生に大きな刺激を与えると同時に、本学から世界トップレベルの大学への学生派遣の拡大につながる。これにより、国際感覚を持ち、世界で活躍できる人材を養成する。

(評価指標)

【1】-3-1 HU-GRIPによる受入れ・派遣人数を年間30人にする。

- ・ 引き続き、研究インターンシップ（広島大学 Global Research Internship Program(HU-GRIP)）を実施し、学生の受入れ・派遣を拡大する。

また、世界トップレベルの大学学生と本学学生が交流するイベントなどを開催する。

(評価指標)

【1】-3-1 HU-GRIPによる受入れ・派遣人数を年間20人にする。

【1】-4 研究設備のリモート化をはじめとする研究 DX（デジタルトランスフォーメーション）等を活用し、知的資産が集積する拠点を形成するため、データ基盤を含む最先端設備の整備・共用化の推進や共用設備の一元管理の徹底により、研究開発の効率化、高速化、高度化を図る。

(評価指標)

【1】-4-1 第3期中期目標期間末の共用設備の10%を、遠隔利用や実験の自動化等で高度化させる。

【1】-4-2 共用設備の学内外利用件数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。

- 研究設備のリモート化をはじめとする研究 DX 等を活用した研究開発の効率化、高速化、高度化を図るため、研究設備整備計画を踏まえたデータ基盤を含む最先端設備の整備・共用化の推進や、自然科学研究支援開発センター機器共用・分析部門による全学の共用設備の一元管理の徹底を行う。また、研究設備整備計画に基づき、研究設備の整備を行うとともに、前年度の利用状況に基づき、必要に応じて、研究設備整備計画の見直しを行う。

(評価指標)

【1】-4-1 第3期中期目標期間末の共用設備の6%を、遠隔利用や実験の自動化等で高度化させる。

【1】-4-2 共用設備の学内外利用件数を第3期中期目標期間末から6%増加させる。

【1】-5 感染症パンデミック発生時にはワクチン製造ができ、平時にはバイオ医薬品を製造できるデュアルユース設備を有する国際水準の拠点を整備する。この拠点を活用し、日本、米国、欧州の医薬品の製造管理及び品質管理の基準（GMP）を理解した国際水準の医薬品製造に対応できる人材を育成するとともに、産業界等との受託研究及び共同研究により、国際水準の医薬品製造に貢献する。

(評価指標)

【1】-5-1 GMP教育の修了者数を12人（累計）にする。

【1】-5-2 医薬品等に関する受託研究又は共同研究を3件（累計）実施する。

- ワクチン製造拠点を活用した実地研修も含んだ GMP 教育の実施により、国際水準の医薬品製造に対応できる人材を育成する。

本拠点を活用し、医系科学研究科、広島臨床研究開発支援センター、医療政策室との連携により、創薬ベンチャーや製薬企業との CMC 開発支援や医薬品製造を目的とした受託研究及び共同研究を実施する。

(評価指標)

【1】-5-1 GMP 教育の修了者数を4人にする。

【1】-5-2 医薬品等に関する受託研究又は共同研究を1件実施する。

【2】-1 広島大学「カーボンニュートラル×スマートキャンパス 5.0 宣言」の実現に向け、本学、東広島市及び住友商事株式会社等との包括連携協定に基づく協力のもと、太陽光発電、地中熱やバイオマスの利用などの環境整備を行い、再生可能エネルギーの徹底活用によりカーボンニュートラルに貢献する。また、国際交流拠点施設周辺に次世代通信技術（ローカル 5G）等の環境整備を行い、東広島キャンパス周辺地域の地方自治体や企業との「共創」により Society5.0 を実装したスマートキャンパスの実現に取り組む。さらに、これらの成果を他の地域に展開する仕組みを構築し、広島県や広島市をはじめとする地方自治体や経済界に対するシンクタンクの役割を果たす。

(評価指標)

【2】-1-1 東広島キャンパスにおける消費電力の再生可能エネルギー比率50%を達成する。

【2】-1-2 東広島市以外の2つの地方自治体から人材を受け入れる。

- 東広島キャンパスにおける消費電力の再生可能エネルギー比率向上に向け、太陽光発電事業等による電力受給を順次増加させるとともに、太陽光発電やバイオマス発電などと組み合わせた地中熱利用を含む省エネにより継続して使用電力量の削減を行う。カーボンニュートラルの達成に向け、地域や企業と連携した新たな取組を検討する。

スマートキャンパスの実現に向け、国際交流拠点施設（広島大学フェニックス国際センター ミライクリエ）周辺において次世代通信技術（ローカル 5G）等を用いた実証研究を拡大する。

カーボンニュートラルやスマートキャンパスの取組の成果を他の地域に展開するため、東広島市以外の2つの地方自治体から人材を受け入れる。

(評価指標)

【2】-1-1 東広島キャンパスにおける消費電力の再生可能エネルギー比率 25%を達成する。

【2】-1-2 東広島市以外の2つの地方自治体から人材を受け入れる。

【2】-2 新しい平和科学の理念である「持続可能な発展を導く科学」を実践するため、地域における SDGs の達成に向けて、地方自治体と連携して地域の社会的な課題の解決に資する教育研究プロジェクトを創出し、学生や地域住民の地域課題解決の取組への参画を通じて、来るべき未来社会について真剣に考え創生する意欲を持つ学生への学びの機会を提供する。

(評価指標)

【2】-2-1 地方自治体との人事交流の規模を双方向で4人ずつ、単方向（本学受入れ）で3人にする。

【2】-2-2 東広島市等の地域と連携して実施する教育研究プロジェクトの実施件数を第4期中期目標期間中に延べ120件にする。

- 地方自治体と連携するため、東広島市をはじめとする包括連携協定締結自治体などと双方向・単方向の人事交流を継続する。

地域の社会的な課題の解決に資する教育研究プロジェクトを継続・拡大して実施する。

(評価指標)

【2】-2-1 地方自治体との人事交流の規模を双方向で2人ずつ、単方向（本学受入れ）で3人にする。

【2】-2-2 東広島市等の地域と連携した教育研究プロジェクトを20件実施する（第4期中期目標期間累計80件）。

【2】-3 海外のトップ研究者や優れた留学生との交流の場である国際交流拠点施設を積極的に活用した、一般市民・企業・本学構成員等が定期的に交流する国際交流イベント等を開催する。これにより、世界中から集う人々との多様な交流を通じた異文化理解や多様性の尊重を育む場を提供することで、平和で快適な共生社会の実現を推進する。

(評価指標)

【2】-3-1 国際交流拠点施設で開催する国際交流イベントへの参加者数を年間200人にする。

- ・ 前年度までの検証結果を踏まえ、国際交流イベント等の内容の検討を行い、段階的に回数・参加者数の増加を図る。

また、国際交流イベント等の参加者にアンケートを行い、その結果を検証する。

(評価指標)

【2】-3-1 国際交流拠点施設（広島大学フェニックス国際センター ミライクリエ）で開催する国際交流イベントへの参加者数（延べ人数）を年間 130 人にする。

## 2 教育に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

【3】-1 教育研究の多様性を確保し、データサイエンス等の基本的素養や幅広い教養を身に付けた視野の広い人材を養成する。そのため、本学が中国四国地方の教育ハブ拠点となり、「知を鍛える-広大名講義 100 選-」（ホームページ上で公開する本学の魅力的な授業科目）の拡充やデジタル教材の共有等、デジタル技術を活用し、大学の枠を越えて高等教育のみならず、初等中等教育や社会人教育も含め、幅広い分野の「知」を共有する新たな教育環境と学修成果等を学生自らが活用できる情報基盤を構築する。

(評価指標)

【3】-1-1 学士課程の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を60%にする。

【3】-1-2 卒業時アンケートで「主専攻プログラムの到達目標を達成できた」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を90%にする。

【3】-1-3 他大学等へのデジタルコンテンツ等の教育資源共有数を第3期中期目標期間末から50%増加させる。

- ・ 前年度に実施した検証結果を踏まえ、本学におけるデジタル教材を用いた授業や他大学等への展開について、方針を決定する。

加えて、学士課程全体のLMS（学習管理システム）利用率を高めるため、学士課程の開講科目のうち、情報・データサイエンス科目やアドバンストプレイスメントの授業科目（高等学校等の生徒が履修可能な授業科目）のLMS利用を推進するとともに、必要に応じて改善策を検討する。

(評価指標)

【3】-1-1 学士課程の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を50%程度にする。

【3】-1-2 卒業時アンケートで「主専攻プログラムの到達目標を達成できた」と回答する学生の割合を90%程度にする。

【3】-1-3 他大学等へのデジタルコンテンツ等の教育資源共有数を第3期中期目標期間末から約32%増加させる。

【3】-2 異文化理解を促進し、グローバルな視野を持つ国際的教養人を養成するため、日本人学生と留学生がともに学ぶ全学横断的な外国語による教育プログラムを導入する。

(評価指標)

【3】-2-1 日本人学生と留学生がともに学ぶ教育プログラムの卒業時アンケートで「大学入学時と比較して平和や地球環境、異文化理解などグローバルな視点から考える力が向上した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を80%にする。

- ・ 前年度に導入した日本人学生と留学生がともに学ぶ全学横断的な外国語による教育プログラムの検証を行う。また、本教育プログラムの検証・改善に活用するため、卒業時アンケートを想定したテストアンケートを実施する。

(評価指標)

【3】-2-1 日本人学生と留学生がともに学ぶ教育プログラムの検証・改善に活用するため、卒業時アンケートを想定したテストアンケートを実施する。

【3】-3 デジタル分野をけん引する世界トップレベルの高度情報専門人材を育成・輩出するため、大学・高専機能強化支援事業の仕組みを活用し、情報科学部及び工学部第二類（電気電子・システム情報系）の入学定員増を行う。なお、第5期中期目標期間終了時までには他学部・他学科を中心に同規模の入学定員を減ずるための方針を令和9年3月までに決定する。

(評価指標)

【3】-3-1 令和7年度に情報科学部の入学定員を30人増員し、工学部第二類（電気電子・システム情報系）の入学定員を10人増員する。

- ・ 情報科学部及び工学部第二類（電気電子・システム情報系）の入学定員増を行う。

(評価指標)

【3】-3-1 令和7年度に情報科学部の入学定員を30人増員し、工学部第二類（電気電子・システム情報系）の入学定員を10人増員する。

#### (修士課程)

【4】-1 第3期中期目標期間に再編した大学院の学位プログラムについて、それぞれの養成する人材像に沿った入学者選抜及び人材養成が行われているかどうかを検証し、改善する。

(評価指標)

【4】-1-1 博士課程前期の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を90%にする。

【4】-1-2 就職・進学希望者における就職・進学率を90%にする。

- ・ 大学院の学位プログラムについて、前年度の自己点検・評価及び教育本部教育質保証委員会の評価を踏まえ必要に応じた改善を行うとともに、博士課程前期の学生を対象にした修了時アンケート結果等を活用し、さらなる自己点検・評価を行う。

(評価指標)

【4】-1-1 博士課程前期の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合を90%程度にする。

【4】-1-2 就職・進学希望者における就職・進学率を88%にする。

### (博士課程)

【5】-1 第3期中期目標期間に再編した大学院の学位プログラムについて、学位論文指導や審査体制の在り方を含め、それぞれの養成する人材像に沿った人材養成が行われているかどうかを検証し、改善する。

(評価指標)

【5】-1-1 博士課程の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を90%にする。

【5】-1-2 大学全体の博士号授与率（授与者数／入学定員）の第4期中期目標期間中の平均を70%にする。

- ・ 大学院の学位プログラム（博士課程）について、前年度の自己点検・評価及び教育本部教育質保証委員会の評価を踏まえ必要に応じた改善を行うとともに、さらなる自己点検・評価を行う。

(評価指標)

【5】-1-1 博士課程の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合を90%程度にする。

【5】-1-2 大学全体の博士号授与率（授与者数／入学定員）を71%以上にする。

【5】-2 博士人材の多方面での活躍を促進するため、博士課程学生等を対象とする実践的な育成プログラムを整備し、アカデミアからノンアカデミアまでの多様なキャリアに対する理解の促進、トランスファラブルスキルの養成、企業等への長期インターンシップや学内でのティーチング活動を含むOJTなどの機会を充実させる。

(評価指標)

【5】-2-1 博士人材の多方面での活躍を促進するための実践的育成プログラムの年間受講者総数を令和2年度から50%増加させる。

【5】-2-2 教員指導のもとで授業の実施等を行うことができるティーチング・フェロー資格取得者数（累計）を第3期中期目標期間中から20%増加させる。

- ・ 多様なキャリアに対する理解の促進、トランスファラブルスキルの養成やOJT等の機会の充実化に資するよう、博士課程学生・ポスドク等に対する取組についての周知活動を定着させ、実践的育成プログラムの受講を促進する。

また、過去2年間の状況を踏まえて、実践的育成プログラムの見直しを行う。

(評価指標)

【5】-2-1 博士人材の多方面での活躍を促進するための実践的育成プログラムの年間受講者総数を令和2年度から40%増加させる。

【5】-2-2 新たに30人のティーチング・フェロー資格取得者を輩出する。

### (専門職学位課程)

【6】-1 柔軟で創造的な法的判断力を修得させるため、法科大学院および法学部法曹コースの教育において、個別学修指導による「統合型教育プログラム」(基礎から応用への法的知識積み上げ型教育のあらゆる段階で、法的思考モデルを提示し課題発見法を探究させる融合型教育)を実施し、学びの転換を促し法的思考力を鍛える教育を実践する。

(評価指標)

【6】-1-1 修了後1年目までの司法試験合格率(在学中合格含む)の第4期中期目標期間中の平均が第3期中期目標期間の平均合格率を上回る値にする。

【6】-1-2 修了生が就職した企業等へのアンケートにおけるプロフェッショナル性評価項目(組織への貢献度、改善への追求意欲度、自己省察度及び自己錬磨度)の評定の第4期中期目標期間中の平均を4点(5点満点)以上にする。

- 法学部法曹コースでは、前年度までに実施した個別指導に関係する取組に加えて、その修了生の法科大学院での学修到達度の検証に基づき、連携して学部授業での基礎的な知識の習得を促進させる工夫を検討する。法科大学院では学修到達度及び自学自習のレベルの検証により各年次における法領域での積み上げ教育を分析し改善工夫する。

(評価指標)

【6】-1-1 令和4年度から令和7年度の修了後1年目までの平均司法試験合格率(在学中合格含む)を第3期中期目標期間中の修了後1年目までの平均合格率24%を上回る値にする。

【6】-1-2 修了生の就職先へのアンケートにおけるプロフェッショナル性評価項目の評定の平均を4点(5点満点)以上にする。

【7】-1 学生の海外派遣人数の拡大や、優秀な留学生の積極的な獲得のため、受入れ、派遣、交換留学における、STARTプログラム等の本学独自の多彩な国際交流プログラムの拡充や、Webサイトでの英語による情報発信(トピックス、研究室や大学生活について紹介等)の充実、さらに、オンライン上で応募から受入れまで完結できる受入システムの導入により、国際的で多様な学修機会を提供する。

(評価指標)

【7】-1-1 受入留学生(通年)及び留学経験学生数(Virtual Exchange導入授業及び派遣・留学プログラム経験学生数を含む)(通年)を合計で4,000人にする。

- 引き続き、学生の国際交流や海外派遣・留学に対する関心を高めるため、オンラインを活用した海外大学との国際協働教育(Virtual Exchange (VE))導入授業及び受入れ・派遣・留学プログラムの実施規模を拡大するとともに、Virtual Exchange (VE)が学生の国際感覚や派遣・留学に対する関心向上に与えた効果の検証を行う。Webサイトでの英語による情報発信(トピックス、研究室や大学生活について紹介等)を充実させる。

マッチングの促進を目的とした受入システムの検証を行い、さらなる充実のための方策を策定する。

(評価指標)

【7】-1-1 受入留学生数(通年)を3,100人、留学経験学生数(通年)を580人にし、合計で3,680人にする。



【7】-2 世界展開戦略としてアジア、北米、その他の地域において、海外校友会やステークホルダーの協力を得て、優秀な留学生の獲得や、各地域の大学・政府機関・企業との共同研究及び産学連携等の事業展開などを行う海外拠点を重点整備する。これらの拠点をハブとして活用し、各地域において整備してきた複数の海外拠点を有機的に連携し、さらなる海外の大学や地域とのネットワークを拡大・拡充する。

(評価指標)

【7】-2-1 ハブ拠点を3か所にする。

- ・ ハブ拠点を設置する3か所目の重点地域について検討する。また、令和6年度に決定した重点地域にハブ拠点を設置する。

(評価指標)

【7】-2-1 重点地域数を2か所、ハブ拠点数を2か所にする。

【8】-1 多様な文化・価値観を学び、多様性を育む自由で平和な国際社会の実現を追求する環境を学生に提供するため、第3期中期目標期間に包括協定を締結した国立特別支援教育総合研究所と連携する等インクルーシブ教育拠点を充実させ、学生のインクルーシブ・マインドの醸成を行う。国籍を問わず、日本人学生や留学生が集い、外国語で交流できるスペース（グローバルコモンズ等）を一層活性化させるとともに、留学生相談窓口の充実、国際交流イベント（海外大学と共同開催する短期教育セミナー等含む）の開催により、国境を越えた多様な学生が安心して学べる環境を提供し、キャンパスのグローバル化を推進する。

(評価指標)

【8】-1-1 アクセシビリティ、ダイバーシティ、グローバリゼーション・国際協力に関する授業科目の受講者数を入学者数の50%にする。

【8】-1-2 グローバルコモンズ及び国際交流イベント等への参加者総数を年間1,700人にする。

- ・ 教育プログラムや授業内容等の検証・改善等により、アクセシビリティ、ダイバーシティ、グローバリゼーション・国際協力に関する授業科目の受講を促進し、学生のインクルーシブ・マインドを醸成する。

前年度実施した参加学生の満足度調査を分析し、満足度を高めるグローバルコモンズ及び留学生相談窓口等の運用方法について、各部局と検討する。また、国際交流イベントを企画・開催し、検証と見直しを行う。

(評価指標)

【8】-1-1 アクセシビリティ、ダイバーシティ、グローバリゼーション・国際協力に関する授業科目の受講者数を入学者数の44%にする。

【8】-1-2 グローバルコモンズ及び国際交流イベント等への参加者総数を年間1,400人にする。

【8】-2 学生生活や教育プログラムに関する会議等に学生が正規のメンバーとして参画する仕組みを整備することで、これまで以上に学生からの意見を取り入れ、多様な学生が安心して学べる環境を構築する。

(評価指標)

【8】-2-1 学生が正規メンバーとして参画する会議等の領域を5つ（教育学習支援、課外活動、国際交流、広報、施設）にする。

- ・ 前年度の検討を踏まえ、学生が正規メンバーとして会議等に参画する仕組みを新たに課外活動領域で整備し、教育学習支援、課外活動及び広報領域で運用する。

(評価指標)

【8】-2-1 課外活動領域について、学生が正規メンバーとして参画する仕組みを整備し、運用を開始する（領域合計 3つ）。

### 3 研究に関する目標を達成するための措置

【9】-1 多くの人文・社会科学系の教員を擁する本学の特徴を生かし、人文・社会科学系、自然科学系それぞれの領域の基礎的理論や知見及び領域間を融合した「総合知」により、産学官民が連携・協働して社会課題解決に資する共同研究を推進し、社会実装に繋がるイノベーションを持続的に生み出す仕組みを構築するとともに、東日本大震災における原発事故からの復興を支える大学として放射線災害に関する研究を発展させる。

(評価指標)

【9】-1-1 共同研究件数を令和2年度から10%増加させる。

【9】-1-2 大学発ベンチャーを18件（累計）設立する。

【9】-1-3 放射線災害に関する共同研究数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。

- ・ 必要に応じて見直した社会実装に繋がるイノベーションを持続的に生み出す仕組みにより、人文・社会科学系、自然科学系それぞれの領域の基礎的理論や知見及び領域間を融合した「総合知」による産学官民が連携・協働して社会課題解決に資する共同研究を引き続き推進するとともに、東日本大震災における原発事故からの復興を支える大学として放射線災害に関する研究を継続的に発展させる。

(評価指標)

【9】-1-1 共同研究件数を令和2年度から7.0%増加させる（件数：537件）。

【9】-1-2 大学発ベンチャーを3件以上設立する（第4期中期目標期間累計12件以上）。

【9】-1-3 放射線災害に関する共同研究数を第3期中期目標期間末から6.7%増加させる（件数：59件）。

【9】-2 医療情報管理システムで得られる様々な電子カルテ情報の形態を変換して一本化する技術を開発、応用し、複雑な医療情報を迅速に解析できる「情報基盤システム」を構築する。併せて生体から得られる生体試料そのものと生体試料の情報を統合管理する「生体試料システム」の整備を行う。最終的には情報基盤システムと生体試料システムを統合することで治療と研究を一本化することにより、診療の質の向上とともに、治験や臨床研究を効率化、高速化、高度化して実施し、新たなイノベーション創出に繋げる。

(評価指標)

【9】-2-1 新規の特定臨床研究の実施件数を令和2年度から50%増加させる。

- ・ 情報基盤システムと任意の外部施設とのデータ授受を行うための院内倫理指針を策定する。

臨床研究実施の同意情報に基づき、外部の検査施設とのデータ授受（匿名化した情報を含む）ができる連携システムを健康・医療等データ利活用プラットフォームに整備する。

(評価指標)

【9】-2-1 新規の特定臨床研究の実施件数を令和2年度から32%増加させる。

#### 4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

【10】-1 アリゾナ州立大学 サンダーバードグローバル経営大学院-広島大学グローバル校などの海外の有力大学が本学で展開する学位プログラムを支援し、本学の学生と同学位プログラムの学生との魅力的な交流機会を創出する。

(評価指標)

【10】-1-1 国際交流イベント等に参加した学生の満足度アンケートにおいて、「イベントについて満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を80%にする。

- アリゾナ州立大学 サンダーバードグローバル経営大学院-広島大学グローバル校などの海外の有力大学が本学で展開する学位プログラムに関して、相手大学との協議に基づき、教務、学生支援、施設の面などにおいて、その運営を支援する。本学の学生と同学位プログラムの学生との魅力的な交流機会を創出し、参加学生にアンケートを行い満足度を調査するとともにこれまで創出した交流機会の検証を行い、必要に応じて見直す。

(評価指標)

【10】-1-1 国際交流イベント等に参加した学生の満足度アンケートにおいて、「イベントについて満足した」と回答する学生の割合を80%にする。

【10】-2 本学が海外の有力大学で展開する広島大学森戸国際高等教育学院北京校などの教育プログラムにおいて、グローバルな教育・学修環境を提供し、本学への関心を高めることに繋げる。

(評価指標)

【10】-2-1 本学が海外の有力大学で展開する教育プログラムの修了生における日本への留学を希望している者のうち本学への留学希望者数を50%にする。

- 引き続き、本学が海外の有力大学（広島大学森戸国際高等教育学院北京校等）で展開する教育プログラムにおいて、グローバルな教育・学修環境を提供する。プログラム修了者に対して教育内容や本学への留学希望等に関するアンケートを行うとともに前年度実施したアンケート結果に基づきプログラム内容等を見直し、改善を図る。

(評価指標)

【10】-2-1 本学が海外の有力大学で展開する教育プログラムの修了生における日本への留学を希望している者に占める広島大学への留学希望者数を40%にする。

【10】-3 ニューノーマルにおける教育の更なる高度化を目指し、リアル（現実）とバーチャル（仮想）を有効に組み合わせ、キャンパスの枠を越えて授業を展開する「バーチャルクラスルームデジタルラーニング（VCDL）」環境を構築し、時間や空間の制約を超えた学修環境を提供する。

(評価指標)

【10】-3-1 大学全体の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を50%にする。

- 時間や空間の制約を超えた学修環境を提供するため、「バーチャルクラスルームデジタルラーニング（VCDL）」環境の構築を目指し、前年度に実施した検証結果を踏まえ、デジタル教材を用いた授業の他大学への展開について、方針を決定するとともに、第4期中期目標期間に運用を開始した新LMS（Learning Management System）を安定的に運用する。

(評価指標)

【10】-3-1 大学全体の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を40%程度にする。

【10】-4 海外有力大学との間で研究者及び学生の交流を活発化させることにより、教育と研究を一体化した戦略的パートナーシップを構築し、各大学の強みや実績のある分野を中心とした国際共同研究が継続的に推進できる基盤を作る。

(評価指標)

【10】-4-1 連携大学との国際共著論文数（累計）を第3期中期目標期間中から50%増加させる。

- ASU や北京・首都師範大学を含む海外有力大学との間で研究者及び学生の交流を継続的に活発化させ、教育と研究を一体化した戦略的パートナーシップにより、各大学の強みや実績を活かした国際共同研究を推進する。

(評価指標)

【10】-4-1 連携大学との国際共著論文数を第3期中期目標期間累計の50%増の20報のうち4報を刊行し発表する（第4期中期目標期間累計10報）。

【11】-1 本学が有する放射光物質物理学研究拠点、生体医歯工学共同研究拠点、放射線災害・医科学研究拠点の3つの共同利用・共同研究拠点において、国内外の関連する研究者コミュニティと連携し、異分野融合による新分野の創成等、大学の枠を越えた共同研究によって優れた研究成果を創出し、大学の強み・特色としての機能強化と社会課題解決に貢献する。

(評価指標)

【11】-1-1 共同利用・共同研究拠点における学外者との共同研究数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。

- 共同利用・共同研究拠点において、拠点の中間評価結果を踏まえた体制・運営等の改善を行うとともに、国内外の関連する研究者コミュニティと連携して、異分野融合によるセミナーや研究会の開催等により、共同研究課題の公募や国内外の研究者交流を促進し、開拓した研究シーズを共同利用・共同研究に発展させる。

(評価指標)

【11】-1-1 共同利用・共同研究拠点における学外者との共同研究数を第3期中期目標期間末から6%増加させる。

【12】-1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業やワールド・ワイド・ラーニング（WWL）コンソーシアム構築支援事業、研究開発学校としての実践研究、大学教員と連携・協力した教育研究活動等を一層推進し、社会に開かれた科学技術を先導する人材育成の起点となる科学教育カリキュラムの開発、グローバルな社会課題の解決等に向けた教科等横断的で探究的な学びを通じた、イノベーティブなグローバル人材を育成するためのカリキュラムの開発、3つの次元（躍動する感性・レジリエンス・横断的な知識）の基礎となる資質・能力を育成する幼小中一貫教育カリキュラムの研究開発等の成果を我が国の初等・中等・高等教育の水準を向上させるために全国に展開する。

（評価指標）

【12】-1-1 SSH、WWL、研究開発学校等の国からの委託事業、及び本学の「大学・附属学校園間における教育・研究協力依頼に関する取扱要項」に基づく大学と連携した教育研究活動に関わる協力件数（累計）を、第3期中期目標期間中から20%増加させる。

- ・ 人間社会科学研究科教職開発専攻（教職大学院）及び教師教育デザイン学プログラム教員等と教師教育や教員研修・教員養成のあり方について検討し、附属学校教員の研修と教育実習指導の課題の解決について検討する。

STEAM教育、ESD（Education for Sustainable Development）の推進等の先導的な実験的カリキュラムの一部試行を行い、課題及び必要な指導方法の習得のための研修を行う。

国際標準の学力を育成するための先導的な次世代カリキュラムの開発を進め、成果の発信等に着手する。

国等からの委託事業の情報収集と共有を行い、国からの委託事業及び大学と連携した教育研究活動に関わる協力を実施する。国からの委託事業に採択された場合の学校への支援策等を検討し実施する。

（評価指標）

【12】-1-1 SSH、WWL、研究開発学校等の国からの委託事業、及び本学の「大学・附属学校園間における教育・研究協力依頼に関する取扱要項」に基づく大学と連携した教育研究活動に関わる協力件数を19件以上実施する（第4期中期目標期間累計76件以上、第3期中期目標期間（累計95件）比80%）。

【13】-1 本学が国外の研究機関と連携して取り組んでいる医療人研修や医療支援などの取組をさらに発展させる。これらの国際貢献拠点の窓口となる「インターナショナルメディカルハウス」を構築し、感染症・ゲノム・生活習慣病などの高度医療人材の養成支援や医療技術支援、最先端医療共同研究を行う。

（評価指標）

【13】-1-1 学術・技術指導のための海外への派遣件数を過去6年間（平成27年度～令和2年度）から50%増加させる。

【13】-1-2 国際医療人材養成のための海外への派遣件数を過去6年間（平成27年度～令和2年度）から50%増加させる。

- ・ 指導医派遣の実施、教育用のコンテンツの展開、遠隔診療システム開発を利用した海外展開のための医療体制の構築支援及び組織的な国際共同研究を柱として事業を実施する。また事業の実施を通じて「インターナショナルメディカルハウス」によるインバウンド支援やアウトバウンド支援を強化する。

（評価指標）

【13】-1-1 学術・技術指導のための海外への派遣件数を6件以上実施する（第4期中期目標期間累計21件以上、過去6年間（平成27年度から令和2年度）（累計22件）比95%）。

【13】-1-2 国際医療人材養成のための海外への派遣件数を2件以上実施する（第4期中期目標期間累計5件以上、過去6年間（平成27年度から令和2年度）（累計6件）比83%）。

【13】-2 医師の働き方改革が推進され、医師不足が予想される中においても、行政と連携し、地域の医療機関との人的協力関係を強化することにより、医療人としてのキャリア形成のシームレスな支援を通じて、広島県及び隣接する地域における医療に一層貢献する。

(評価指標)

【13】-2-1 本学から広島県及び隣接する地域の医療機関に派遣する医師数を、令和3年度の水準にする。

- ・ 地域の自治体及び関係医療機関・組織と連携し、多くの症例が集まる「高度医療・人材供給拠点」の一翼を担い、医療人材を地域の医療機関へ安定的に供給するとともに、「キャリア形成プログラム」を必要に応じて見直しを行い、高い質の医療を提供できる医師等の医療従事者（高度・専門医療人材）を育成する。（継続）

(評価指標)

【13】-2-1 本学から広島県及び隣接する地域の医療機関に派遣する医師数は、令和3年度の水準を維持する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【14】-1 教職員がそれぞれの役割を果たす一体感のある体制を目指し、構成員との対話等による大学のビジョン等の共有を図り、適切な執行体制の構築・見直しを行う。また、適正な職務を遂行するため、学長のリーダーシップのもと、各コンプライアンスに関する規則等を遵守するなど内部統制の実効性を高めるとともに、内部通報・外部通報の仕組みを適切に運用する。さらに、すでに実施している「本学独自の外部有識者による部局組織評価」を継続するなど外部の知見を法人経営に生かすための様々な意見や提案の聴取を行うとともに、学内外の専門的知見を有する者を引き続き役員等に登用し、法人経営への参画を推進する。

(評価指標)

【14】-1-1 ガバナンス・コードへの対応状況を、毎年度、学内外の専門的知見を有する者からの評価を受けて公表する。

- ・ 学長による部局等訪問、学長メッセージの発信等により、構成員と大学のビジョン等の共有を図り、適切な執行体制の構築・見直しを行う。また、適正な職務を遂行するため、学長のリーダーシップのもと、研究不正及び研究費不正の防止、個人情報の保護等のコンプライアンスに関する規則等を遵守するなど内部統制の実効性を高めるとともに、内部通報・外部通報の仕組みを適切に運用する。さらに、すでに実施している「本学独自の外部有識者による部局組織評価」に加えて、学術顧問や特別顧問等の外部の知見を法人経営に生かすために様々な意見や提案の聴取を行うとともに、学内外の専門的知見を有する者を引き続き役員等に登用し、法人経営への参画を推進する。

(評価指標)

【14】-1-1 ガバナンス・コードへの対応状況を学内外の専門的知見を有する者からの評価を受けて公表する。

【15】-1 キャンパス全体が有機的に連携し、共創できる拠点「イノベーション・コモンズ」の実現に向けて、キャンパスマスタープランに基づき、多様なステークホルダーとのパートナーシップを深化させ、社会に開かれた大学としての機能を強化する。具体的には、教育研究施設の老朽改善整備や、「施設情報の見える化」システムを構築することにより、本学独自の面積基準を活用した教育・研究スペースの再配分及び保有面積の抑制等の全学的な施設マネジメントに取り組み、教育研究の機能強化や産学官の連携強化に資する全学共用スペースを拡充する。

(評価指標)

【15】-1-1 施設の長寿命化のための老朽改善整備面積を3,990㎡にする。

【15】-1-2 全学共用スペースを第3期中期目標期間末から40%拡充する。

- ・ 戦略的な施設整備を行うため育成牛舎等の性能維持改修や老朽改善整備等を行う。  
「施設情報の見える化」システムや本学独自の面積基準を活用した教育・研究スペースの再配分及び保有面積の抑制等の全学的な施設マネジメントに取り組み、法学部移転に伴う跡地スペースの改修を行い全学共用スペースに供出する。

(評価指標)

【15】-1-1 609 ㎡の老朽改善整備により、第4期中期目標期間中の老朽改善整備面積を合計2,901 ㎡にする。

【15】-1-2 全学共用スペースを第3期中期目標期間末(9,956 ㎡)から約25%拡充する(12,446 ㎡)。

【15】-2 自然科学研究支援開発センター・機器共用・分析部門による全学的な研究設備管理体制のもとで、研究支援実績に応じた研究設備整備計画の策定や研究設備利用促進に向けた運営体制を強化するとともに、特に遠隔利用を促進して、学外からの利用の利便性を向上させ、学内外からの利用を増加させる。

(評価指標)

【15】-2-1 共用設備の学内外利用件数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。(再掲：【1】-4-2)

- ・ 共用設備の前年度の研究支援実績に基づき、必要に応じて、研究設備整備計画の見直し及び研究設備利用促進に向けた運営体制の強化を行う。また、学外からの利用の利便性向上のため、遠隔利用サービスの拡充を検討するとともに、学内外利用件数増加策の検証と更なる増加策を検討する。

(評価指標)

【15】-2-1 共用設備の学内外利用件数を第3期中期目標期間末から6%増加させる。(再掲：【1】-4-2)



### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

【16】-1 安定した財務基盤を構築するため、自己収入源の多元化及び外部資金等の獲得推進に向けた企画・支援体制を強化し、自己収入・外部資金収入額を増加させる。  
(評価指標)

【16】-1-1 自己収入・外部資金収入額（附属病院収入除く）を、令和2年度実績（国や地方公共団体の補正予算及び予備費による新型コロナウイルス感染症に係る外部資金受入実績、施設整備に用途が限定された大型寄附金の受入実績を除く）から、10%増加させる。

- ・ 自己収入源の多元化及び外部資金等の獲得推進に向け、前年度の実績を確認するとともに、企画・支援体制を検証し、引き続き自己収入・外部資金収入額を増加させる方策を検討し、その方策を実施する。

(評価指標)

【16】-1-1 自己収入・外部資金収入額（附属病院収入除く）を、令和2年度実績（国や地方公共団体の補正予算及び予備費による新型コロナウイルス感染症に係る外部資金受入実績、施設整備に用途が限定された大型寄附金の受入実績を除く）から、6.9%増加させる。

【16】-2 経済的困窮学生の支援、留学生の受入れ及び学生の海外派遣の支援、博士課程学生の支援等の学生への継続的な支援や、本学のビジョンに基づく重点配分、教育研究活動の成果・実績等に応じたメリハリのある予算配分等を実施する。

(評価指標)

【16】-2-1 生活費相当の研究専念支援金等を受給する博士課程学生の割合を全体で35%にする。(再掲：【1】-1-2)

【16】-2-2 受入留学生（通年）及び留学経験学生数（Virtual Exchange導入授業及び派遣・留学プログラム経験学生数を含む）（通年）を合計で4,000人にする。(再掲：【7】-1-1)

- ・ 経済的困窮学生の支援、留学生の受入れ及び学生の海外派遣の支援、博士課程学生の支援等の学生への継続的な支援や、本学のビジョンに基づく重点配分、教育研究活動の成果・実績等に応じたメリハリのある予算配分等を、令和8年度の予算編成過程において検討し、実施する。

(評価指標)

【16】-2-1 生活費相当の研究専念支援金等を受給する博士課程学生の割合を全体で30.1%にする。(再掲：【1】-1-2)

【16】-2-2 受入留学生数（通年）を3,100人、留学経験学生数（通年）を580人にし、合計で3,680人にする。(再掲：【7】-1-1)

#### IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【17】-1 エビデンスベースの法人経営（EBMgt）を実現するため、IR データを活用して、エビデンスに基づく企画立案と、全学評価委員会による自己点検・評価及び学外者による評価を毎年度実施し、IR データ及び評価結果を BI（Business Intelligence）ツールを用いて可視化することで、意思決定に活用するとともに、構成員の法人経営への理解と参画を促す。

（評価指標）

【17】-1-1 自己点検・評価及び学外者による評価を毎年度実施する。

【17】-1-2 新たに構築したBIツールの利用率を90%にする。

- ・ IR 本部において、IR データの活用を促進する「組織横断型プロジェクト」を実行し、エビデンスに基づく企画立案を行う。

全学評価委員会による中期目標達成に向けた自己点検・評価及び外部有識者を含む評価者による部局組織評価を実施するとともに、BI ツール上で評価結果の可視化を行う。

BI ツールに組み込むコンテンツの充実及び機能の向上を図るとともに、BI ツールを含む可視化・分析ツールの見直しを行い、ツールの統廃合を実施する。

（評価指標）

【17】-1-1 自己点検・評価及び外部有識者を含む評価者による部局組織評価を実施する。

【17】-1-2 BI ツールの利用率を 80%にする。

【17】-2 本学の長期ビジョン、自己点検・評価結果、財務情報及び非財務情報を有機的に結び付けた統合報告書を毎年度発行する。また、法人経営に対する理解・支持の獲得に向けて、統合報告書を活用した報告会を開催する等、多様なステークホルダーとの双方向の対話の機会を創出する。

（評価指標）

【17】-2-1 統合報告書を活用した報告会を年 1 回開催する。

- ・ 本学の長期ビジョン、自己点検・評価結果、財務情報及び非財務情報を有機的に結び付けた統合報告書を発行し、報告書を活用した報告会を開催する。

（評価指標）

【17】-2-1 統合報告書を活用した報告会を 1 回開催する。

## V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

【18】-1 可能なものすべてがデジタル化される社会を前提として、情報セキュリティを確保し、教育・研究形態そのものを変革し新たな価値を創造するデジタル・キャンパスの推進を目指して、「広島大学 DX 推進基本計画」の基本方針（大学運営戦略における位置づけの明確化、既存人材の研修体制強化とデジタル人材の強化、人的資源・開発・運用等の集約化・共通化、個人情報保護、情報セキュリティへの対応、オープンスタンダード及びオープンソースソフトウェアの活用）に基づき、本学が優先する全学的事項（教育・学習データの活用と教育コンテンツのデジタル化、事務業務の事業継続と高度化等）を実施する。

（評価指標）

【18】-1-1 大学全体の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を50%にする。（再掲：【10】-3-1）

【18】-1-2 各種申請手続き（給与関係、調達、研究申請支援）のオンライン化を全学で実施する。

- ・ 「広島大学 DX 推進基本計画」の基本方針に基づき見直し・拡充された全学的 DX 関連事業の実施状況を評価・分析し、必要に応じて事業実施の推進強化を図るとともに、DX 推進基本計画の改訂に向けた検討を行う。

また、給与関係手続及び調達等契約関連手続のオンライン化の運用状況を評価・検証し、必要に応じて改善を行う。また、研究申請支援手続のオンライン化について、全学で実施する。

（評価指標）

【18】-1-1 大学全体の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を40%程度にする。（再掲：【10】-3-1）

【18】-1-2 研究申請支援手続のオンライン化について、全学で実施する。

## VI その他

### 1. 人事に関する計画

- (1) 性別や国籍、年齢や障害の有無等にかかわらず、国内外から優秀で多様な人材を確保するため、以下の取組を行う。
- ・若手・女性・外国人教職員を計画的に雇用する。
  - ・本学の教育・研究力の向上と多様な人材の確保の観点を踏まえ、大学院の各専門領域別に教員配置計画を作成する。
  - ・管理職及び中堅職員への意識啓発と、女性管理職のロールモデルの紹介により、女性管理職の割合を増加させる。
  - ・事務系職員については、第4期中期目標期間の職員採用計画により計画的に雇用する。
  - ・関係機関との人事交流により多様な人材の育成・確保を行う。
  - ・障がいや有する教職員が働きやすい環境を構築するとともに、計画的な雇用を行う。
- (2) 教育研究組織の枠を超えた全学的視点での戦略的・計画的な人員配置を行うため、大学院の各専門領域別に作成した「第4期中期目標期間中の教員配置計画」を、前年度の離職と採用状況を踏まえ修正し、これに基づく令和9年度の人事申請を大学院会議及び人事委員会で審議し、人員配置を決定する。
- (3) 優秀かつ多様なバックグラウンドを持つ人材を確保するため、年俸制、テニユアトラック制度及びクロスアポイントメント制度について、継続的に見直しつつ効果的に活用する。
- (4) 「国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について」に基づき、以下のとおり経営人材の育成を行う。
- (教員)
- ・学内の多様な役職を経験させるとともに、法人経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させることにより、法人経営を担う人材を育成する。
  - ・国立大学協会主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップ等、リーダーシップやマネジメントに関する国内外の研修を通じて、法人経営を担うために必要な能力の開発や向上を図る。
- (職員)
- ・キャリアパスを通じ、多様な業務を経験させることにより、業務知識・スキルの向上を図り、法人経営に貢献する人材を育成する。
- (5) 教職員のクオリティオブライフを高めるため、継続的に人事に関する制度を見直し、教職員が制度を活用しやすい環境を整備する。

## **2. コンプライアンスに関する計画**

- (1) 研究活動に係る不正行為防止体制の整備に基づき、本学において研究に携わる者に対して研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育を行うとともに、定期的な実施状況の確認を行うことにより、規範意識を醸成し研究不正の防止を図る。
- (2) 研究費等不正使用の根絶に向け、研究費等の適正な使用に対する意識の向上と浸透を図るため、コンプライアンス教育の実施や規則等の遵守・懲戒処分等の対象・法的責任の存在を確認する確認書の徴取に加え、啓発活動等の不正使用防止策を全学体制で実施する。
- (3) 個人情報の適正な管理のため、個人情報の取扱いに係る点検及び内部監査を実施するとともに、教職員への研修等の啓発活動を行う。
- (4) 「情報セキュリティ対策基本計画」の実施状況を総括して改訂するとともに、全構成員向けの情報セキュリティコンプライアンス教育及び情報セキュリティインシデント対応訓練を継続して実施する。また、全学情報システムに対する、ISO/IEC27001 及び 27017 に基づく ISMS 及び ISMS クラウドセキュリティ認証を継続する。

## **3. 安全管理に関する計画**

- (1) 労働安全衛生法等を踏まえ、安全衛生管理体制の点検・評価を行う。また、学生及び教職員に対する安全衛生に係る研修等を実施することにより安全教育を充実させ、リスクマネジメント及び安全衛生に関する意識向上に取り組む。

## **4. マイナンバーカードの普及促進に関する計画**

- (1) 学生及び教職員に対し、ポスター掲示やパンフレットの配布などで、マイナンバーカードに関する情報を提供し、普及を促進する。